

千葉県 の 監査

—平成29年度版—

千葉県監査委員

この冊子は、定期監査・決算審査・基金運用状況審査・健全化判断比率等審査については平成29年度会計を対象とした監査等の結果を、財政的援助団体等監査については平成28年度会計を対象とした監査の結果を、その他の監査についてはおおむね平成29年度に行った監査等の結果を中心に作成しました。

千葉県の監査－平成 29 年度版－ 目次

第 1 監査等の概要

1 監査等の基本方針	1
2 監査等の対象	1

第 2 監査等の結果

I 定期監査	4
II 行政監査	9
III 財政的援助団体等監査	11
IV 例月出納検査	13
V 決算審査	14
VI 基金運用状況審査	27
VII 健全化判断比率等審査	28
VIII 住民監査請求	30
IX 外部監査	31

【資料】

1 監査委員	32
2 平成 29 年度監査計画	33

(計画期間：平成 29 年 9 月～平成 30 年 8 月)

第1 監査等の概要

1 監査等の基本方針

現下の厳しい財政状況を勘案し、県の行財政運営が公正性、透明性を確保し、最少の経費で最大の効果を挙げているかなど、より一層、県民の立場・視点に立った監査を実施方針に基づき行う。

実施に当たっては、合規性、正確性の視点はもとより、経済性、効率性及び有効性の視点から積極的かつ経年的に検証するとともに、外部監査や行政監査の結果にも留意する。

また、監査結果等の情報を県民に速やかに、かつ、分かりやすく公表し、県民から信頼される監査の実現を目指す。

2 監査等の対象

平成 29 年度監査計画に基づき監査委員が実施した監査等は、次のとおりである。

区分	内 容	監査対象機関等
定期監査	平成 29 年度会計を対象として、県の財務に関する事務その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、及び経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかについて監査した。	県の本庁、出先機関（各種委員会等を含む）の全て、487 機関
行政監査	平成 29 年度は、「長期継続契約について」をテーマに実施した。 参考条例 「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」	全機関の委託状況を把握し、契約金額等を考慮の上、条例第 2 号の対象となる業務を網羅するように選定した 53 機関
財政的援助団体等監査	県が財政的援助、出資若しくは支払保証を与えている団体及び県が受益権を有する不動産信託の受託者又は公の施設に係る指定管理者に対し、平成 28 年度会計を対象として当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかについて監査した。	県の出資率が 25% 以上の出資法人、県の補助金が 3 億円以上の私立高等学校、県の補助金が 5 千万円以上の団体及び指定管理料が 5 千万円以上の指定管理者、89 団体のうち 52 団体
例月出納検査	毎月の収入又は支出が適正に行われているかを中心に、現金及び預金の出納業務について総括的に検査した。	普通会計、公営企業会計、基金における現金及び預金の出納
決算審査	平成 29 年度会計に係る決算書その他の関係諸表に基づく計数を確認するとともに、予算が合理的かつ効率的に執行されているか、経営活動は経済性を発揮しているかについて審査した。	普通会計決算、公営企業会計決算

区分	内 容	監査対象機関等
基金運用 状況審査	特定目的のために定額の資金を運用するために設けた基金について、その運用が適正に行われているかを審査した。	土地開発基金、美術品等取得基金
健全化判断比率等 審査	平成 29 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、算定が適正に行われているかについて審査した。	普通会計決算、公営企業会計決算
住民監査 請求	知事等について、違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実があるとして、住民から監査を求められたものについて監査を行った。	請求件数： 5 件 (うち監査実施件数 : 2 件)

【注】 監査等の結果の処理

監査等（住民監査請求に基づく監査を除く。以下同じ。）の結果は、次の区分及び基準に従い処理を行っている。

(1) 区分

ア 監査

- (ア) 指摘事項
- (イ) 注意事項
- (ウ) 指導事項

イ 検査

- (ア) 指摘事項
- (イ) 注意事項

ウ 審査

- (ア) 改善すべき事項
- (イ) 留意すべき事項

(2) 基準

ア 指摘事項

- (ア) 法令等の重大な違反や不正な行為があった場合その他著しく適正を欠くと認められる場合
- (イ) 経済性、効率性及び有効性の観点から著しく不適切又は不合理であると認められる場合
- (ウ) 前回の監査において注意事項とした事項について改善の効果が認められない場合

イ 注意事項

- (ア) 法令等の違反があった場合その他適正を欠くと認められる場合
- (イ) 経済性、効率性及び有効性の観点から不適切又は不合理であると認められる場合
- (ウ) 前回の監査において指導事項とした事項について改善の効果が認められない場合

ウ 指導事項

- (ア) 事務処理等について適正を欠くものがあると認められるもののその内容が軽微である場合

- (イ) 事務処理等について違法ではないものの改善することにより適正な事務の執行が図られると認められる場合
- エ 改善すべき事項
指摘事項に準ずる。
- オ 留意すべき事項
注意事項に準ずる。

第2 監査等の結果

I 定期監査

1 監査の実施状況

(1) 平成 29 年度の県における事務や事業の執行全般を対象として、合规性、正確性、経済性、効率性及び有効性の視点から監査を実施した。

また、監査を効果的に実施するため、平成 29 年度は、普通会計及び公営企業会計ともに、重点監査事項に重点を置いて実施した。

ア 重点監査事項

(ア) 適正な財務事務の執行について

a 普通会計

- ・収入未済について
- ・契約事務について
- ・公共事業の執行について
- ・財産について

b 公営企業会計

- ・契約事務について
- ・工事の執行について
- ・財産について

(イ) 内部統制について

(ウ) 事務事業に係る個別テーマに基づく監査の実施

(2) 監査の実施時期

平成 29 年 9 月から平成 30 年 8 月

(3) 監査対象は平成 29 年度会計に係る事務・事業とし、監査対象機関は、平成 29 年 4 月 1 日現在の 485 機関の全てとした（監査実施機関数は、平成 30 年度組織改正により本庁の機関数が 2 機関増えたため 487 機関）。

区 分		監査計画数	監 査 実 施 機 関 数		
			実地監査	書面監査	計
普通 会計	本 庁	106	108	—	108
	出先機関	343	122	221	343
	計	449	230	221	451
企公 営 会 計	本 庁	13	13	—	13
	出先機関	23	18	5	23
	計	36	31	5	36
合 計	本 庁	119	121	—	121
	出先機関	366	140	226	366
	計	485	261	226	487

2 指摘事項等の件数

区 分		監査実施数	指 摘 等 の 件 数			
			指摘事項	注意事項	指導事項	意見
普通会計	本 庁	108	4	24	41	0
	出先機関	343	14	68	132	0
	計	451	18	92	173	0
公営企業会計	本 庁	13	1	3	1	0
	出先機関	23	3	3	16	0
	計	36	4	6	17	0
合 計	本 庁	121	5	27	42	0
	出先機関	366	17	71	148	0
	計	487	22	98	190	0

3 指摘事項等の概要

(1) 指摘事項

(普通会計) 18件

番号	項目	件数
1	工事等の積算について、適正な事務手続を求めたもの	5
2	支出事務について、適正な事務手続を求めたもの	4
3	調定の遅延について、適正な事務手続を求めたもの	2
4	入札情報の漏えいについて、再発防止を求めたもの	1
5	歴史的に重要な行政文書の誤廃棄について、再発防止を求めたもの	1
6	工事に係る不適正な契約事務について、再発防止を求めたもの	1
7	個人番号が記載された書類の紛失について、再発防止を求めたもの	1
8	自動車税の減免手続等の遅延等について、再発防止を求めたもの	1
9	契約事務について、適正な事務手続を求めたもの	1
10	支出負担行為の遅延について、適正な事務手続を求めたもの	1

(企業会計) 4件

番号	項目	件数
1	支出事務について、適正な事務手続を求めたもの	2
2	積算システムの単価設定の誤りについて、再発防止を求めたもの	1
3	職員の情報漏えいについて、再発防止を求めたもの	1

(2) 注意事項

(普通会計) 92件

番号	項目	件数
1	収入未済の解消を求めたもの	21
2	個人情報に記載された書類の紛失等について、再発防止を求めたもの	16
3	契約事務について、適正な事務手続を求めたもの	9
4	支出事務について、適正な事務手続を求めたもの	9
5	支出負担行為の遅延について、適正な事務手続を求めたもの	9
6	不法占用等されている財産について、適正な管理を求めたもの	8
7	工事等の積算について、適正な事務手続を求めたもの	4
8	収入事務の誤りについて、再発防止を求めたもの	4
9	収入事務について、適正な事務手続を求めたもの	3
10	債権について、適正な管理を求めたもの	1
11	医療的ケアの不適正な実施について、再発防止を求めたもの	1
12	食品衛生監視員の任命誤りについて、再発防止を求めたもの	1
13	土木積算システムのプログラムミスについて、再発防止を求めたもの	1
14	不動産取得税の課税誤りについて、再発防止を求めたもの	1
15	自動車運転免許の取消処分について、適正な事務手続を求めたもの	1
16	使用許可について、適正な事務手続を求めたもの	1
17	前途資金について、適正な事務手続を求めたもの	1
18	現金等について、適正な管理を求めたもの	1

(企業会計) 6件

番号	項目	件数
1	行政財産使用料の減免について、適正な事務手続を求めたもの	1
2	行政財産の使用許可について、適正な事務手続を求めたもの	1
3	支出負担行為の遅延について、適正な事務手続を求めたもの	1
4	支出事務について、適正な事務手続を求めたもの	1
5	貯蔵品について、適正な事務処理を求めたもの	1
6	工事の積算について、適正な事務手続を求めたもの	1

(3) 指導事項

(普通会計) 173件

番号	項目	件数
1	支出負担行為の時期に係るもの	33
2	収入未済に係るもの	31
3	調定の時期に係るもの	21
4	収入事務に係るもの	20
5	支出事務に係るもの	18
6	財産の管理に係るもの	18
7	契約事務に係るもの	9
8	工事等の積算に係るもの	5
9	預金通帳等の管理に係るもの	5
10	物品の管理に係るもの	3
11	入試出願事務に係るもの	2
12	文書等の紛失に係るもの	2
13	事務処理誤りに係るもの	2
14	入試事務に係るもの	1
15	債権管理に係るもの	1
16	文書の管理に係るもの	1
17	物品の調達に係るもの	1

(企業会計) 17件

番号	項目	件数
1	財産の管理に係るもの	6
2	未収金に係るもの	5
3	契約事務に係るもの	4
4	会計事務に係るもの	1
5	支出事務に係るもの	1

<参考> 主な項目別処理区分

(普通会計)

項目	指摘事項	注意事項	指導事項
収入未済		21	31
調定の時期	2		21
その他の収入事務		7	20
支出負担行為の時期	1	9	33
契約事務	1	9	9
工事等の積算	5	4	5
その他の支出事務	4	9	18
財産の管理		8	18
個人情報等の紛失等	1	16	
内部統制	2	1	5
その他	2	8	13
計	18	92	173

(企業会計)

項目	指摘事項	注意事項	指導事項
未収金			5
支出事務	2	2	1
契約事務			4
工事の設計積算	1	1	
財産管理		3	6
その他	1		1
計	4	6	17

II 行政監査

1 行政監査の実施状況

- (1) 行政監査は、地方自治法第 199 条第 2 項の規定により、県が行っている事務が法令、条例に定めるところに従い適正に執行されているかどうか、また、正確性、経済性、効率性及び有効性の確保がなされているかどうかについて監査を行うものであり、平成 29 年度は次のテーマにより実施した。

監査のテーマ：「長期継続契約について」

- (2) 監査の実施時期

平成 29 年 11 月から平成 30 年 3 月（職員調査を含む。）

- (3) 本県において「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」（以下「条例」という。）が施行後 6 年を経過したことから、制度導入当初に見込まれていた経費の削減や事務の効率化等の効果及び運用状況等を検証し、制度運用の適正化に資することを目的に、監査を実施した。

2 監査の結果

平成 28 年度会計定期監査資料から、全機関の委託状況を把握し、契約金額等を考慮の上、条例第 2 号の対象となる業務を網羅するように選定した 53 機関に対し監査を実施し、以下の意見を付した。

【意見】

長期継続契約を導入した機関においては、事務の効率化の面を中心に一定の効果が現れていた。

一方、特に理由なく単年度契約を継続している機関も見られたことから、長期継続契約の要件に該当するものについては、最少経費で最大効果を挙げるため制度の活用を検討されたい。

なお、長期継続契約により契約金額が高額となることで、入札や WTO 案件に係る手続が必要となる場合もあることから、各部局において契約事務手続等の適正な執行に一層取り組まれたい。

制度の運用については、「受託者が常駐しない場合は非常事態や故障等に即応する」との要件が付される業務への導入件数が少ない傾向が見られた。

この要因としては、要件該当性の判断基準が不明瞭であるため、導入の判断が難しいことや、対象とならない委託契約を長期継続契約にしてしまうリスクを避けるため、導入に対し慎重にならざるを得ないことが考えられる。

制度所管課においては、これまでもチェックリストを用意する等丁寧な対応が取られてきたが、更に具体的かつ詳細な判断基準を示したり、要件を設定した趣旨を説明することを検討されたい。

なお、制度導入の検討に際し、他機関の状況を知ることは有用であると考えられることから、部局内又は部局間での情報の共有を図られたい。

また、部局によっては、長期継続契約制度の周知が十分でなかったり、事務手続の引継ぎが組織的に行われていない状況も見られることから、説明会、研修会等の実施により制度の理解促進に努められたい。

規則等第 5 号（役務の提供を受ける契約であって、知事（局長）が適当と認めたもの）による長期継続契約については、長期継続契約にできる対象を限定する制度趣旨から、より厳格な運用が求められる。その上で、第 5 号を規定した趣旨を十分に考慮して、長期継続契約制度の導入の適否を判断する必要がある、その具体的な契約の範囲については、地方公共団体の条例の定めるところとされているため、他の都道府県の事例等も参考になるものとする。

Ⅲ 財政的援助団体等監査

1 監査の実施状況

(1) 平成 28 年度の財政的援助団体等の出納その他の事務で財政的援助等に係るものの執行が適切かつ効率的に行われているか、その財政的援助等による所期の目的が達成されているか、財政的援助団体等に対する所管部局の指導監督が適切に行われているかを主眼として実施した。

また、出資法人については、資金管理及び運用並びに公の施設の管理受託の状況についても確認した。

(2) 監査の実施時期

平成 29 年 9 月から平成 30 年 8 月

(3) 監査対象は平成 28 年度会計における財政的援助等に係るものとし、また、監査対象団体は、①県の出資率が 25 パーセント以上の出資法人②県の補助金が 3 億円以上の私立高等学校③県の補助金が 5 千万円以上の団体（市町村及び出資法人を除く。）④指定管理料が 5 千万円以上の指定管理者（市町村及び出資法人を除く。）とし、このうち 52 団体について監査を実施した。

区 分	監査対象 団体の数	監査実施団体の数		
		実地監査	書面監査	計
出資法人	32	18	14	32
私立高等学校	28	5	7	12
その他の援助 (補助) 団体	15	5	0	5
指定管理者	14	3	0	3
計	89	31	21	52

2 指摘事項等の概要

(1) 件数

区 分	監査実施数	指 摘 等 の 件 数			
		指摘事項	注意事項	指導事項	意見
出資法人	32	4	3	2	0
私立高等学校	12	0	0	0	0
その他の援助 (補助) 団体	5	0	0	0	0
指定管理者	3	0	0	0	0
計	52	4	3	2	0

(2) 主な事項

ア 指摘事項 4件

番号	項目	件数
1	決算処理の適正化を求めたもの	1
2	工事の積算について、適正な事務手続を求めたもの	1
3	経営状態の改善を求めたもの	1
4	事業損失の改善を求めたもの	1

イ 注意事項 3件

番号	項目	件数
1	未収金の早期回収を求めたもの	2
2	経営状態の改善を求めたもの	1

ウ 指導事項 2件

番号	項目	件数
1	支出事務に係るもの	1
2	会計事務に係るもの	1

IV 例月出納検査

例月出納検査は、各会計の毎月の現金の出納について、計数が正確なものとなっているか、現金及び預金の出納業務が適正に行われているかを主眼として実施する検査である。

検査対象は、会計管理者所管及び公営企業管理者所管の全ての会計及び基金であり、毎月1回計12回（実地検査1回、書面検査11回）実施し、いずれも適正であることを確認した。

V 決算審査

1 会計管理者所管の会計

(1) 審査の対象

平成 29 年度歳入歳出決算の審査対象は、次のとおりである。

平成 29 年度	千葉県一般会計
平成 29 年度	千葉県特別会計財政調整基金
平成 29 年度	千葉県特別会計県債管理事業
平成 29 年度	千葉県特別会計地方消費税清算
平成 29 年度	千葉県特別会計自動車税証紙
平成 29 年度	千葉県特別会計市町村振興資金
平成 29 年度	千葉県特別会計母子父子寡婦福祉資金
平成 29 年度	千葉県特別会計心身障害者扶養年金事業
平成 29 年度	千葉県特別会計日本コンベンションセンター国際展示場事業
平成 29 年度	千葉県特別会計小規模企業者等設備導入資金
平成 29 年度	千葉県特別会計工業団地整備事業
平成 29 年度	千葉県特別会計就農支援資金
平成 29 年度	千葉県特別会計営林事業
平成 29 年度	千葉県特別会計林業・木材産業改善資金
平成 29 年度	千葉県特別会計沿岸漁業改善資金
平成 29 年度	千葉県特別会計流域下水道事業
平成 29 年度	千葉県特別会計港湾整備事業
平成 29 年度	千葉県特別会計土地区画整理事業
平成 29 年度	千葉県特別会計奨学資金

(2) 審査の手続

平成 29 年度の一般会計及び特別会計の決算審査に当たっては、決算の計数は正確であるか、予算の執行が議決の本旨にのっとり適正で経済的かつ効果的に行われているか、また、財務に関する事務は関係諸法規に適合しているかなどの諸点に留意するとともに、平成 22 年 4 月に策定した「千葉県監査改革指針」を踏まえ、関係諸帳簿、証書類等を照合精査し、関係当局の説明を聴取したほか、更に定期監査及び例月出納検査の結果も参考にして、慎重に審査を実施した。

(3) 審査の結果及び意見

ア 審査の結果

各会計の決算については、関係諸帳簿、証書類及び指定金融機関総括店の公金出納総括計算表と符合しており、決算に関する計数はいずれも正確なものと認められた。

また、予算の執行については、一部に留意すべき事項が見られたほかは、おおむね適正であると認められた。

なお、平成 29 年度においては、需用費等に係る不適正な経理処理は認められなかった。

イ 審査の意見

(ア) 決算の概要

a 決算総額

平成 29 年度の一般会計及び特別会計の歳入決算合計額は、前年度と比較して 735 億 6,519 万余円 (2.8 パーセント) 増加し、2 兆 6,818 億 1,046 万余円となった。

歳出決算合計額は、前年度と比較して 734 億 1,301 万余円 (2.9 パーセント) 増加し、2 兆 6,512 億 6,890 万余円となった。

歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を減じた実質収支は、一般会計で 68 億 3,751 万余円の黒字となっている。

また、特別会計では、18 会計のいずれも実質収支が黒字又はゼロとなっており、その総額は 151 億 3,404 万余円となっている。

b 一般会計歳入総額

一般会計歳入総額は、前年度と比較して 367 億 5,827 万余円 (2.3 パーセント) 増加し、1 兆 6,686 億 2,322 万余円となった。

この主な要因は、県税が 349 億 2,951 万余円、県債が 122 億 5,266 万余円、繰越金が 61 億 9,114 万余円増加した一方、地方交付税が 81 億 6,343 万余円、諸収入が 76 億 331 万余円、国庫支出金が 49 億 562 万余円減少したことなどによるものである。

また、収入未済額は、前年度より 26 億 3,325 万余円減少し、平成 29 年度末現在は 203 億 1,937 万余円となった。

このうち、県税が前年度と比較して 26 億 892 万余円 (12.9 パーセント) 減少しているものの、175 億 6,786 万余円であり、その大半を占めている。

c 一般会計歳出総額

一般会計歳出総額は、前年度と比較して 382 億 101 万余円 (2.4 パーセント) 増加し、1 兆 6,552 億 2,345 万余円となった。

この主な要因は、諸支出金が 353 億 2,122 万余円、民生費が 252 億 1,877 万余円、総務費が 140 億 261 万余円、公債費が 51 億 4,892 万余円増加した一方、教育費が 425 億 9,950 万余円、商工費が 72 億 6,828 万余円、土木費が 32 億 977 万余円減少したことなどによるものである。

d 特別会計について

特別会計歳入総額は、前年度と比較して 368 億 691 万余円（3.8 パーセント）増加し、1 兆 131 億 8,724 万余円となった。

この主な要因は、特別会計地方消費税清算が 240 億 4,033 万余円、特別会計県債管理事業が 84 億 4,667 万余円増加したことなどによるものである。

また、収入未済額は前年度と比較して 926 万余円（1.4 パーセント）増加し、6 億 9,362 万余円となった。

特別会計歳出総額は、前年度と比較して 352 億 1,199 万余円（3.7 パーセント）増加し、9,960 億 4,544 万余円となった。

この主な要因は、特別会計地方消費税清算が 217 億 2,610 万余円、特別会計県債管理事業が 84 億 4,667 万余円それぞれ増加したことなどによるものである。

(イ) 意見

a 今後の財政運営について

平成 29 年度の一般会計の決算は、歳入については、景気回復に伴う個人県民税や法人二税の増及び地方消費税の増などにより県税収入が増加し、歳出については、社会保障関係経費のほか、施設整備や直轄事業負担金などの投資的経費や国民健康保険財政安定化基金などの積立金が増加している。

財政構造の弾力性を示す経常収支比率（普通会計ベース）については、前年度の 97.1 パーセントから 96.3 パーセントになり、前年度比で 0.8 ポイント改善している。

今後も高齢化の進展などにより、医療・介護等に要する社会保障関係経費、公債費など義務的経費の増加が続き、また、老朽化が進む県有施設の維持・更新費の増加も想定されるなど、厳しい財政状況が続くものと見込まれる。

そのような中であって、県の総合計画である「次世代への飛躍 輝け！ちば元気プラン」に基づく取組や東京オリンピック・パラリンピックを契機とした経済活性化の取組を着実に進めるために、財政運営においては、「千葉県行政改革計画・財政健全化計画」に基づき、県税収入等の自主財源の確保や徹底した事務事業の見直しなど、持続可能な財政構造の確立に向けた取組を進められたい。

b 一般会計歳入について

(a) 県税については、収入未済額が 175 億 6,786 万余円と多額であり、また、不納欠損額が 15 億 6,062 万余円である。県税は自主財源の根幹であり、税収を確保することは極めて重要である。

税負担の公平性を保つためにも、主要税目である個人県民税の徴収に関する市町村支援など徴収体制の充実・強化、課税客体的確な把握及び迅速確実な滞納整理の実施により、収入歩合の一層の向上を図り、税収の確保に努められたい。

(b) 県税以外の収入未済額についても、27 億 5,150 万余円と多額であることから、「債権管理適正化の手引」(平成 30 年 3 月改定)に基づき、法的措置を含めた債権回収の強化を図るとともに、収入未済の発生防止に努め、その縮減に向けた取組を一層推進されたい。

なお、各種調査等を実施したものの、債務者等が行方不明、法人の破産など回収が見込めない債権については、適切な時期に債権放棄を行うことも必要である。

※収入未済の主なもの

・雑入(行政代執行費用等原因者償還金)	10 億 7,002 万 4,656 円
・土木使用料(県営住宅使用料)	4 億 930 万 9,917 円

(c) 県債については、建設地方債の残高が平成 17 年度以降減少している一方、普通交付税の振替である臨時財政対策債等は一貫して増加している。

この結果、平成 29 年度の一般会計の県債残高は、前年度末と比べ 0.3%増加し、3 兆 722 億円となっている。

今後も、建設地方債について、後年度負担に配慮した計画的な発行に留意されたい。

c 一般会計歳出について

(a) 歳出については、厳しい財政状況の下でも、安全・安心、医療・福祉、防災など「暮らし満足度日本一」の千葉の実現に向けた施策を着実に実行していくため、徹底した事務事業の見直しを行い、最少の経費で最大の効果を挙げられるよう予算の効率的な執行に努められたい。

(b) 翌年度繰越額は、全体で 399 億 813 万余円と多額であり、また、前年度と比較して 19 億 1,166 万余円増加している。特に土木費の繰越額については、全体の 68.3 パーセントに当たる 272 億 4,885 万余円となっている。

歳出予算については、本来、当該年度に執行することが原則であることから、繰越しの縮減に努められたい。

d 特別会計について

特別会計については、一般会計と同様に徹底した経費の節減、計画的な予算執行を図るとともに、貸付金・償還金等の収入未済の解消に努め、一般会計からの繰入金の縮減を図られたい。

また、翌年度繰越額は、全体で 116 億 930 万余円と多額であり、また、前年度と比較して増加していることから、繰越しの縮減に努められたい。

e 契約について

契約については、透明性及び公正性の確保を図る観点から、引き続き一般競争入札を拡大するとともに、随意契約については関係法令の趣旨を十分に踏まえ適正に執行されたい。

f 財産管理について

財産管理については、「千葉県県有建物長寿命化計画」（平成 29 年 11 月策定）に基づき、県が保有する庁舎等の施設の長寿命化の取組を推進し、維持・更新費の軽減・平準化を図るとともに、財源確保等の観点から、売却可能な未利用県有地等の処分を促進されたい。

また、県有地の不法占有については、早急に解消されたい。

g 公社等外郭団体に対する監督・指導について

公社等外郭団体については、県行政改革推進本部が決定した方針に基づき改革を進めるとともに、公社等外郭団体の経営管理や適正な経理処理の徹底・浸透に留意し、会計処理について十分な監督・指導を行われたい。

h 内部統制について

工事の積算金額の誤りなど契約に関する不適正な事案が認められたほか、支出負担行為や調定の遅延などが依然として多数認められたところである。

今後とも「千葉県コンプライアンス基本指針」（平成 22 年 3 月制定）を徹底させるとともに、「事務ミス未然防止・再発防止に向けて」（平成 28 年 3 月策定）を活用して、所属におけるチェック体制の改善、見直しを図るなど、内部統制機能の充実に努められたい。

なお、昨年 of 地方自治法の改正により、平成 32 年度までに、内部統制に関する方針の策定と体制の整備を行うことが義務付けられていることに、十分留意されたい。

(ウ) 留意すべき事項（収入未済額が多額で、収入手続が適正を欠くもの。）

a 留意すべき事項（収入未済 17 件）

No.	機 関 名	留 意 す べ き 事 項
1	総務部 政策法務課	雑入（公益目的取得財産残額に相当する額の金銭の贈与）366,128,600 円の収入未済について、多額であることから、解消に努めること。
2	健康福祉部 健康福祉指導課	雑入（生活保護費弁償金及び生活保護費過年度分返還金）41,493,382 円（かい分）の収入未済について、多額であることから、徴収対策に万全を期し、早期解消に努めること。

No.	機 関 名	留 意 す べ き 事 項
3	健康福祉部 児童家庭課	特別会計母子父子寡婦福祉資金の母子福祉資金元利収入（貸付金返納等）、寡婦福祉資金元利収入（貸付金返納等）及び雑入（違約金）346,375,818円（うち、かい分33,132,715円）の収入未済について、多額であることから、回収措置に万全を期し、早期解消に努めること。
4		雑入（児童扶養手当返還金及び求償金）14,773,870円の収入未済について、多額であることから、徴収対策に万全を期し、早期解消に努めること。
5		民生費負担金（児童措置費負担金及び児童福祉施設費負担金（児童養護施設等分））114,942,555円（かい分）の収入未済について、多額であることから、徴収対策に万全を期し、早期解消に努めること。
6	健康福祉部 障害福祉事業課	民生費負担金（児童措置費負担金（障害児施設分））26,525,930円（かい分）の収入未済について、多額であることから、徴収対策に万全を期し、早期解消に努めること。
7	環境生活部 廃棄物指導課	雑入（行政代執行費用等原因者償還金）1,070,024,656円の収入未済について、多額であることから、徴収対策に万全を期し、早期解消に努めること。
8	商工労働部 経営支援課	特別会計小規模企業者等設備導入資金の雑入（償還金等）107,420,837円の収入未済について、多額であることから、回収措置に万全を期し、早期解消に努めること。
9	農林水産部 団体指導課	特別会計就農支援資金の農業改良資金元利収入（貸付金返納）、就農支援資金元利収入（貸付金返納）及び雑入（違約金）87,429,975円（うち、かい分79,755,955円）の収入未済について、多額であることから、回収措置に万全を期し、早期解消に努めること。
10		特別会計林業・木材産業改善資金の貸付金元利収入41,317,287円（かい分）の収入未済について、多額であることから、回収措置に万全を期し、早期解消に努めること。

No.	機 関 名	留 意 す べ き 事 項
11	農林水産部 安全農業推進課	雑入（補助金返還金）16,269,000円の収入未済について、多額であることから、徴収対策に万全を期し、早期解消に努めること。
12	農林水産部 耕地課	雑入（独占禁止法違反業者に対する賠償金）19,259,100円（かい分）の収入未済について、多額であることから、徴収対策に万全を期し、早期解消に努めること。
13	県土整備部 道路整備課	雑入（独占禁止法違反業者に対する賠償金等）61,859,421円（かい分）の収入未済について、多額であることから、徴収対策に万全を期し、早期解消に努めること。
14	県土整備部 道路環境課	雑入（独占禁止法違反業者に対する賠償金等）47,418,255円（かい分）の収入未済について、多額であることから、徴収対策に万全を期し、早期解消に努めること。
15	県土整備部 河川環境課	雑入（行政代執行費用原因者負担金等）25,637,602円（かい分）の収入未済について、多額であることから、徴収対策に万全を期し、早期解消に努めること。
16	県土整備部 都市整備局住宅課	土木使用料（県営住宅使用料）409,309,917円の収入未済について、多額であることから、徴収対策に万全を期し、早期解消に努めること。
17	教育庁企画管理部 財務課	特別会計奨学資金の雑入（奨学資金貸付金返納等）107,305,550円（うち、かい分28,117,507円）の収入未済について、多額であることから、回収措置に万全を期し、早期解消に努めること。

2 公営企業管理者所管の会計

(1) 審査の対象

平成 29 年度公営企業会計決算の審査対象は、次のとおりである。

平成 29 年度 上水道事業会計

平成 29 年度 工業用水道事業会計

平成 29 年度 造成土地管理事業会計

平成 29 年度 病院事業会計

(2) 審査の手続

平成 29 年度の公営企業会計の決算審査に当たっては、事業の運営が地方公営企業法第 3 条（経営の基本原則）の趣旨に従って行われたか、それぞれの事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているか、不適正な経理処理が行われていないかなどに主眼を置くとともに、平成 22 年 4 月に策定した「千葉県監査改革指針」を踏まえ、知事から提出された決算書及び附属書類の計数を点検し、関係諸帳簿、証拠書類等を照合精査するとともに関係当局の説明を聴取したほか、更に定期監査及び例月出納検査の結果も参考にして、慎重に審査を実施した。

(3) 審査の結果及び意見

ア 審査の結果

審査に付された決算書及び附属書類は、全ての会計について、その計数が正確で経営成績及び財政状態をおおむね適正に表示しているものと認められた。

また、予算の執行等については、一部に留意すべき事項が見られたほかは、おおむね適正であると認められた。

イ 審査の意見

(ア) 全事業会計共通事項

a 意見

(a) 各公営企業会計においては、地方公営企業法第 3 条に規定する経営の基本原則にのっとり、企業の経済性を発揮するとともに、施設の老朽化や経営状況の悪化等の事業運営上の諸課題に的確に対応し、健全な経営に努められたい。

(b) 随意契約をはじめとする入札・契約事務については、関係法令の趣旨を十分に踏まえて、引き続き適正な執行に取り組まれたい。

(c) 各公営企業会計における経営状況等を的確に把握できるよう、会計の原則にのっとり、適正な会計処理の徹底に努められたい。

(d) 工事の積算金額の誤りなど契約に関する不適正な事案が認められたほか、支出負担行為の遅延などが依然として認められたところである。

今後とも「千葉県コンプライアンス基本指針（平成 22 年 3 月制定）」を徹底させるとともに、「事務ミス未然防止・再発防止に向けて（平成 28 年 3 月策定）」を活用して、所属におけるチェック体制の改善、見直しを図るなど、内部統制機能の充実に努められたい。

なお、昨年の地方自治法の改正により、平成 32 年度までに、内部統制に関する方針の策定と体制の整備を行うことが義務付けられていることに、十分留意されたい。

(e) 平成 31 年度から水道局と企業土地管理局が統合される予定だが、組織統合に向けた会計上の対応についても適切に措置されたい。

(イ) 上水道事業会計

a 決算の状況

上水道事業会計における収益的収支決算額は、営業収益等の水道事業収益が 831 億 2,600 万余円で、営業費用等の水道事業費用が 670 億 5,056 万余円となった。

一方、資本的収支決算額は、企業債等の資本的収入が 123 億 3,570 万余円で、建設改良費等の資本的支出が 435 億 752 万余円となった。

次に、損益については、収益は 777 億 4,565 万余円、費用は 635 億 4,137 万余円で、純利益が前年度に比べ 30 億 3,435 万余円増の 142 億 427 万余円となった。

収益は、過年度損益修正益の増加等により前年度に比べ 23 億 4,344 万余円増加している。

一方、費用は、その他特別損失等の減少により前年度に比べ 6 億 9,090 万余円減少している。

また、貸借対照表について、流動資産である現金預金は、前年度と同様、国債がマイナス金利で運用に適さないため、譲渡性預金等での運用を行う一方で、企業債による借入金の前年度に比べ 20 億円減となったことなどにより、前年度に比べ 37 億 8,297 万余円減の 516 億 856 万余円となった。

b 意見

(a) 平成 29 年度純利益は増加しているものの、その主たる要因は退職給付引当金について、要引当額を上回る過大計上分を戻入れしたことによるものであり、長期的には大幅な給水収益の増加が難しい中で、老朽化の進行による施設の更新費用の増加が見込まれているので、今後も収支バランスに留意し、健全経営の確保に努められたい。

(b) 老朽化が進む浄・給水場の施設及び設備並びに管路について、平成 27 年度末に策定した「千葉県営水道事業長期施設整備方針（平成 28 年度～平成 57 年度）」及び「千葉県営水道事業中期経営計画（平成 28 年度～平成 32 年度）」に基づき、適切な維持管理により長寿命化を図るとともに、計画的、効率的な更新・整備を進められたい。

(c) 水道料金の未収金については、口座振替払及びコンビニエンスストアでの支払を推進

するなど、引き続き滞納の未然防止を図るとともに、「水道料金徴収業務マニュアル」に基づき、一層の債権回収強化及び債権の適正な管理の徹底に取り組まれない。

また、破産等により回収困難となった債権については、破産更生債権等への振替のみならず、債権放棄を含めた、より積極的な処理を進められたい。

- (d) 資金管理について、経済情勢や金融動向を注視し、管路の更新、施設整備等将来負担の増加に備え、企業債借入れ抑制及び適正な資金運用など、更なる効果的な管理に努められたい。

(ウ) 工業用水道事業会計

a 決算の状況

工業用水道事業会計における収益的収支決算額は、給水収益等の事業収益が 136 億 7,714 万余円で、浄配水費等の事業費用が 120 億 8,519 万余円となった。

一方、資本的収支決算額は、他会計出資金等の資本的収入が 37 億 7,346 万余円で、企業債償還金等の資本的支出が 70 億 5,867 万余円となった。

次に、損益については、収益は 127 億 9,758 万余円、費用は 113 億 8,147 万余円で、純利益が前年度に比べ 2,691 万余円増の 14 億 1,610 万余円となった。

収益は、その他特別利益等が増加したものの、雑収益、負担金等が減少したことにより、前年度に比べ 1 億 5,683 万余円減少している。

一方、費用は、浄配水費等が増加したものの、総係費、支払利息及び企業債取扱諸費等が減少したことにより、前年度に比べ 1 億 8,375 万余円減少している。

また、貸借対照表について、流動資産である現金預金は、前年度に比べ 60 億 577 万余円増の 229 億 1,244 万余円となった。

b 意見

- (a) 平成 29 年度は、前年度と比較して、当期純利益は総係費の減少等によりわずかに増加したが、将来的には施設の老朽化の進行に伴い、更新整備費用の増加が見込まれていることから、今後とも、経営の安定化を図るため、経費削減や新規受水企業の募集等を行い、経営の健全化に努められたい。

- (b) 施設の老朽化の進行に伴う更新や耐震化の一層の強化については、平成 29 年度末に策定した「千葉県工業用水道事業中期経営計画（平成 30 年度～平成 34 年度）」及び平成 27 年度末に策定した「千葉県工業用水道事業施設更新・耐震化長期計画（平成 30 年度～平成 69 年度）」に基づき、重要度、優先度を勘案しながら計画的に進められたい。

- (c) 房総臨海地区工業用水道事業において、造成土地管理事業会計より平成 29 年度末で 274 億 4,533 万余円の借入残高があるが、平成 26 年 3 月に締結した「房総臨海地区工業用水道事業に係る貸付金に関する覚書」に基づき、計画的な返済に努められたい。

c 留意すべき事項（建設仮勘定1件）

No.	会 計 名	留 意 す べ き 事 項
1	工業用水道事業会計	印旛沼開発事業について、利水者が決定しないことから事業費の精算ができず、54億3,845万余円が建設仮勘定に計上されたままになっていることから、今後、関係者間で協議の上、適切な対応に努めること。

(エ) 造成土地管理事業会計

a 決算の状況

造成土地管理事業会計における収益的収支決算額は、土地分譲収益、土地貸付収益等の事業収益が316億2,706万余円で、土地分譲原価、一般管理費等の事業費用が384億6,605万余円となった。

一方、資本的収支決算額は、長期貸付金収入等の資本的収入が7億余円で、他会計への出資金等による資本的支出が49億8,076万余円となった。

次に、損益については、収益は315億9,552万余円、費用は384億3,452万余円である。この結果、68億3,899万余円の純損失となった。

収益は、新規分譲収入の増加等により土地分譲収益が増加したこと等により、前年度に比べ55億6,689万余円増加している。

一方、費用は、土地分譲原価の増加等により、前年度に比べ1億584万余円増加している。

また、貸借対照表について、流動資産である現金預金は994億4,067万余円で、前年度より201億8,498万余円増加している。

b 意見

(a) 保有土地の処分に当たっては、需要者のニーズに的確に対応するなどして、できるだけ早期の土地処分を図るよう積極的に取り組まれない。

(b) 貸付料の減免を行っている土地等については、減免額の縮減又は売却等に努められない。

(c) 整備済みの公共施設については、早急に最終管理者に引き継ぎ、管理費の節減に努められない。

(d) 千葉北部地区新市街地造成整備事業について、平成26年2月に共同施行者の独立行政法人都市再生機構と締結した「千葉ニュータウン事業の清算に関する基本協定」及び関係覚書に基づき、未処分地の処分、資金の清算に努められない。

(e) 所有する土地等については、損失を繰り延べることのないよう適切な評価を行い、経営上の安全性を確保し、安定した経営に努められない。

(f) 企業土地管理局は、平成31年度から水道局と統合し、造成土地管理事業については、統合後の組織において経営していく予定であることから、統合に伴う事業運営上の諸課

題に的確に対応し、事業が円滑に引き継がれるよう努められたい。

(オ) 病院事業会計

a 決算の状況

病院事業会計における収益的収支決算額は、医業収益などの病院事業収益が 437 億 5,036 万余円で、医業費用などの病院事業費用が 451 億 7,072 万余円となった。

一方、資本的収支決算額は、企業債などの資本的収入が 35 億 2,987 万余円で、建設改良費などの資本的支出が 50 億 9,524 万余円となった。

次に損益については、収益 436 億 8,755 万余円、費用 451 億 1,061 万余円を計上し、純損失 14 億 2,306 万余円となり、前年度に引き続き赤字となった。

また、未処理欠損金は平成 29 年度末で 188 億 6,441 万余円となっている。

収益は、入院収益、外来収益ともに増加したことなどにより、前年度に比べ 15 億 4,243 万余円増加している。

一方、費用は、平成 28 年度は、がんセンターの診療報酬返還に係る引当金を特別損失に計上したが、平成 29 年度には多額の特別損失が発生しなかったため、前年度に比べ 17 億 9,237 万余円減少している。

また、貸借対照表について、流動資産である現金預金は、前年度に比べ 32 億 3,650 万余円減の 43 億 7,127 万余円となった。

b 意見

(a) 平成 29 年度においては、赤字額は減少しているものの、前年度に引き続き純損失を計上し、資金収支の悪化により、年々資金残高が 30 億円程度減少している。今後、がんセンターの新棟や（仮称）総合救急災害医療センターの建築等に、多額の経費を要することが見込まれることから、平成 29 年 6 月に策定された「千葉県立病院新改革プラン」については、平成 29 年度決算を踏まえ必要な見直しを行うなど、計画の実効性を確保し、経営改善に取り組まされたい。

(b) 未収金については、滞納の未然防止を図るとともに、法的措置を含めた債権回収の強化、債権の適切な整理、制度管理の徹底に取り組まされたい。

(c) がんセンターでの診療報酬の請求において、厚生労働省等の監査で誤りを指摘されたことに伴い返還に係る引当金を計上しているが、今後は、診療報酬の返還を速やかに行うとともに、適正に診療報酬の請求が行われる体制を整備されたい。

(d) 医師の減少に伴い、入院患者、外来患者が減少している病院があることから、早急かつ着実な医師の確保に努めていただきたい。

(e) 医療安全については、適正な管理体制を整備するとともに、引き続き情報を公表することにより、医療の透明性と県民の医療に対する信頼の向上に努めていただきたい。

c 留意すべき事項（累積欠損 1 件）

No.	会 計 名	留 意 す べ き 事 項
1	病院事業会計	平成 29 年度決算において、当年度純損失 1,423,060,247 円を計上し、依然として未処理欠損金が 18,864,412,460 円と多額であることから、引き続き経営の健全化に取り組み、未処理欠損金の解消に努めること。

VI 基金運用状況審査

1 審査の実施状況

(1) 審査の対象

平成 29 年度基金の運用状況の審査対象は、次のとおりである。

平成 29 年度 千葉県土地開発基金

平成 29 年度 千葉県美術品等取得基金

(2) 審査の手続

平成 29 年度土地開発基金及び美術品等取得基金の運用状況の審査に当たっては、基金の運用が設置の趣旨に沿って適正で、かつ、効率的に行われているか、また、計数は正確であるか等の諸点に留意し、併せて関係諸帳簿、証書類等を照合精査するとともに関係者の説明を聴取し、慎重に審査を実施した。

(3) 基金の運用状況

ア 土地開発基金

平成 29 年度末の基金現在高は、1,800,000,000 円で、その内訳は、貸付金 1,400,000,000 円、現金 400,000,000 円である。

イ 美術品等取得基金

平成 29 年度末の基金現在高は、2,000,000,000 円で、その内訳は、現金 686,260,000 円、物品 1,313,740,000 円である。

2 審査の結果及び意見

(1) 審査の結果

土地開発基金及び美術品等取得基金の運用状況調書は、関係諸帳簿、証書類及び金融機関証明書と符合しており、計数は正確なものと認められた。

(2) 審査の意見

土地開発基金及び美術品等取得基金の運用については、適正であると認められた。

Ⅶ 健全化判断比率等審査

1 健全化判断比率審査

(1) 審査の対象

平成 29 年度の千葉県一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算に基づく、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）とこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

(2) 審査の手続

健全化判断比率審査に当たっては、

ア 法令等に照らし健全化判断比率の算出過程に誤りはないか。

イ 法令等に基づき適切な算定要素が健全化判断比率の算定に用いられているか。

ウ 公正な判断のもと健全化判断比率の算定の基礎となった書類等が適正に作成されているか。

などを主眼に、知事から提出された算定の基礎となる事項を記載した書類について、決算書等関係資料を照合精査するとともに関係当局の説明を聴取し、慎重に審査を実施した。

(3) 審査の結果

審査に付された下記健全化判断比率については適正に算定されており、また、その算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されているものと認められた。

健全化判断比率	平成 29 年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	— %	3.75 %	5.00 %
連結実質赤字比率	— %	8.75 %	15.00 %
実質公債費比率	9.8 %	25.0 %	35.0 %
将来負担比率	151.3 %	400.0 %	

健全化判断比率はいずれも早期健全化基準を下回っている。

実質公債費比率（3か年平均を比率として用いる）については9.8%であり、前年度（10.4%）と比べ0.6ポイント改善している。

将来負担比率については151.3%であり、前年度（154.2%）と比べ2.9ポイント改善している。

今後とも健全な財政運営に努められたい。

2 資金不足比率審査

(1) 審査の対象

平成 29 年度の千葉県各公営企業会計の決算に基づく資金不足比率とこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

(2) 審査の手続

資金不足比率審査に当たっては、

- ア 法令等に照らし資金不足比率の算出過程に誤りはないか。
- イ 法令等に基づき適切な算定要素が資金不足比率の算定に用いられているか。
- ウ 公正な判断のもと資金不足比率の算定の基礎となった書類等が適正に作成されているか。

などを主眼に、知事から提出された算定の基礎となる事項を記載した書類について、決算書等関係資料を照合精査するとともに関係当局の説明を聴取し、慎重に審査を実施した。

(3) 審査の結果

審査に付された下記資金不足比率については適正に算定されており、また、その算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されているものと認められた。

会 計 名	平成 29 年度	経営健全化基準
千葉県特別会計 流域下水道事業	— %	20.0 %
千葉県特別会計 港湾整備事業	— %	20.0 %
千葉県特別会計 工業団地整備事業	— %	20.0 %
千葉県特別会計 土地区画整理事業	— %	20.0 %
千葉県特別会計 上水道事業会計	— %	20.0 %
千葉県特別会計 工業用水道事業会計	— %	20.0 %
千葉県特別会計 造成土地管理事業会計	— %	20.0 %
千葉県特別会計 病院事業会計	— %	20.0 %

VIII 住民監査請求

1 住民監査請求の概要

「住民監査請求」は地方自治法第 242 条に規定されており、その目的は、普通地方公共団体の長等の違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、住民から監査委員に対し、監査を請求する権利を認めることにより、当該普通地方公共団体の財務行政の適正な運営を確保することにある。

また、住民は、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることもできる。

2 監査の結果

平成 29 年度は 5 件の請求があり、地方自治法に定められた要件を備えていない請求であった 3 件を除き、2 件について監査を実施した。

件名	結果の概要	備考
知事に損害賠償金を減額した調停に関する損害賠償を求める請求	合議不調	平成 29 年 5 月 25 日受付 平成 29 年 8 月 4 日公表
精神保健指定医の指定を受けていない医師による措置診察に係る支出に対する措置を求める請求	棄却	平成 29 年 9 月 15 日受付 平成 29 年 11 月 28 日公表

IX 外部監査

1 外部監査の概要

外部監査は、平成 11 年度から導入された制度で、知事が公認会計士や弁護士などの外部の専門知識を有する者と契約を結び、契約に基づき専門的な視点から行われる監査で、包括外部監査と個別外部監査があり、平成 29 年度は、2 に記載の者と包括外部監査契約が締結され、包括外部監査人が選定したテーマについて、監査が行われた。

なお、個別外部監査は行われなかった。

2 包括外部監査人

弁護士 石川 英夫

3 包括外部監査のテーマ・監査対象

(1) 監査テーマ

「県が独自に行い、且つ市町村以外の者に対して交付する補助金、負担金及び交付金の財務事務等の執行」

(2) 監査対象

総務部、総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、商工労働部、農林水産部、県土整備部、議会事務局、教育庁企画管理部、教育庁教育振興部

4 包括外部監査の結果の公表

包括外部監査の結果は、千葉県報（平成 30 年 4 月 10 日第 13316 号）に掲載し公表した。

また、千葉県監査委員事務局ホームページに掲載した。

（アドレス：<http://www.pref.chiba.lg.jp/kansa/index.html>）

【資料】

1 監査委員

区分	氏名	就任年月日	退任年月日	備考
識見委員	千坂 正志	平成 22 年 4 月 1 日	平成 30 年 3 月 31 日	平成22年4月1日から 非常勤 平成24年4月1日から 常勤 代表監査委員
	中島 輝夫	平成 30 年 4 月 1 日	—	常勤 代表監査委員
	藤代 政夫	平成 24 年 4 月 1 日	—	非常勤
議選委員	中台 良男	平成 29 年 7 月 13 日	平成 30 年 7 月 6 日	非常勤
	石井 宏子	平成 29 年 7 月 13 日	平成 30 年 7 月 6 日	非常勤
	西田三十五	平成 30 年 7 月 7 日	—	非常勤
	臼井 正一	平成 30 年 7 月 7 日	—	非常勤

2 平成29年度監査計画

(平成29年7月20日決定)

1 はじめに

本県では、県税や地方交付税などの歳入の大幅な伸びが期待できない中、少子高齢化などの社会構造の変化に伴う社会保障や老朽化による県有施設の維持・更新などが、今後も増加する見込みです。こうした中、県にあっては、さまざまな行政課題に取り組みながらも、将来に渡って行財政運営の健全性を確保しつつ、良質で安定的な県民サービスを提供することが強く要請されています。

また、県は、平成22年3月に制定した千葉県コンプライアンス基本指針に基づきコンプライアンス推進計画を策定し、不適正な経理処理を繰り返すことのないようさまざまな取組を実施していますが、適正な経理処理の徹底や内部統制の確保は、今後も非常に重要な課題です。

このような問題意識のもと、県政についてより公正で効率的・効果的な監査を行い、健全な行財政運営の実現に資することが、公正不偏で独任制の執行機関たる監査委員の責務であり、県民の期待に応えるものと確信して、千葉県監査委員職務執行規程第6条の規定により、平成29年度監査計画を次のとおり定めることとします。

2 基本方針及び重点監査事項

(1) 基本方針

現下の厳しい財政状況を勘案し、県の行財政運営が公正性、透明性を確保し、最少の経費で最大の効果を挙げているかなど、より一層、県民の立場・視点に立った監査を3に定める実施方針に基づき行う。

監査の実施に当たっては、合規性、正確性の視点はもとより、経済性、効率性及び有効性の視点から積極的かつ経年的に検証するとともに、外部監査や行政監査の結果にも留意する。

また、監査結果等の情報を県民に速やかに、かつ、分かりやすく公表し、県民から信頼される監査の実現を目指す。

(2) 重点監査事項

ア 適正な財務事務の執行について

(ア) 普通会計

①収入未済について

行政代執行負担金や各種貸付けに係る償還金などの収入未済については、適正な債権管理が講じられているか、また、県税の収入未済については、効果的な縮減対策が行われているかを確認する。

②契約事務について

委託事業等の契約及びその履行確認が法令等に基づき適正に行われているかを確認す

る。

③公共事業の執行について

契約、設計、積算、施工、履行確認等、予算が適正かつ効率的に執行されているか、繰越しの縮減に努めているかを確認する。

④財産について

財産の取得、管理（利用状況等も含む。）及び処分が法令等に基づき適正に行われているかを確認する。

(イ) 公営企業会計

①契約事務について

委託事業等の契約及びその履行確認が法令等に基づき適正に行われているかを確認する。

②工事の執行について

契約、設計、積算、施工、履行確認等、予算が適正かつ効率的に執行されているか、繰越しの縮減に努めているかを確認する。

③財産について

財産の取得、管理（利用状況等も含む。）及び処分が法令等に基づき適正に行われているかを確認する。

イ 内部統制について

不適正経理問題の教訓を踏まえ、適正な経理処理の確保及び職員のコンプライアンス意識の徹底について検証を行うとともに、適正な事務執行が行われるために、業務リスク点検や職場研修などが効果的に実施され、組織としての取組や体制が確立されているかなど、内部統制の確保について次の視点から監査を実施する。

- ① 業務の有効性及び効率性
- ② 財務報告の信頼性
- ③ 法令等の順守
- ④ 資産の保全

ウ 事務事業に係る個別テーマに基づく監査の実施

事務や制度の改善に資する観点からテーマを選定し、定期監査に併せて実施する。

3 実施方針及び実施方法等

(1) 定期監査

ア 対象期間は原則平成 29 年度とし、県における事務や事業の執行全般を対象として、合規性、正確性、経済性、効率性及び有効性の視点から監査を実施する。

イ 監査を効果的に実施するため、平成 29 年度は、普通会計・公営企業会計ともに、重点監査事項及び各監査対象機関における課題に重点を置いて実施する。

ウ 監査対象機関は、平成 29 年 4 月 1 日現在の 485 機関とし、実地監査又は書面監査の区分は、

表1のとおりとする。

エ 監査の実施に際し、事前に事務局職員による職員調査を実施する。

(2) 随時監査

県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、監査委員が必要と認めるときは監査を実施する。実施方法等については、その都度監査委員が協議して定める。

(3) 行政監査

県の事務事業の執行について、監査委員が必要と認めるものを対象に監査を実施する。実施方法等については、その都度監査委員が協議して定める。

(4) 財政的援助団体等監査

ア 対象期間は原則平成28年度とし、財政的援助団体等の出納その他の事務で財政的援助等に係るものの執行が適切かつ効率的に行われているか、その財政的援助等による所期の目的が達成されているか、財政的援助団体等に対する所管部局の指導監督が適切に行われているかを主眼として実施する。

出資法人については、資金管理及び運用並びに公の施設の管理受託の状況についても確認する。

イ 監査対象団体は、次のとおりとする。

- ① 県の出資比率が25%以上の出資法人
- ② 県の補助金が3億円以上の私立高等学校
- ③ 県の補助金が5千万円以上の団体（市町村及び出資法人を除く。）
- ④ 県の委託料が5千万円以上の指定管理者（市町村及び出資法人を除く。）

なお、監査対象団体数及び監査方法は、表2のとおりとする。

ウ 監査の実施に際し、事前に事務局職員による職員調査を実施する。

(5) 例月出納検査

ア 各会計の毎月の現金の出納について、計数が正確なものとなっているか、現金及び預金の出納業務が適正に行われているかを主眼として検査を実施する。

イ 検査対象は、会計管理者所管の一般会計、19特別会計及び29基金並びに公営企業管理者所管の4特別会計及び1基金とする。

ウ 検査は毎月実施するものとし、事前に事務局職員による職員調査を実施する。

エ 検査は、監査委員全員による実地検査を年1回（12月）及び書面検査を年3回（6月、9月、3月）実施し、他の月は常勤の監査委員による書面検査とする。

(6) 決算審査

ア 普通会計

平成 29 年度決算について、決算書その他の関係諸表により計数を確認するとともに、予算が合理的かつ効率的に執行されているか、会計全般の決算状況等について審査を実施する。

イ 公営企業会計

平成 29 年度決算について、決算書その他の関係諸表により計数を確認するとともに、経営成績及び財務状況を適正に表示しているか、経営活動が経済性、公共性を発揮しているか、会計全般の決算状況等について審査を実施する。

ウ 対象会計は、例月出納検査と同様とし、本庁の定期監査と同時期に併せて実施する。

エ 審査は実地により行い、事前に事務局職員による職員調査を行う。

(7) 基金運用状況審査

ア 平成 29 年度における基金の運用状況について、決算書その他の関係諸表により計数を確認するとともに、基金の運用が設置目的に沿って適正に行われているかを主眼として審査を実施する。

イ 対象基金は、土地開発基金及び美術品等取得基金とし、本庁の定期監査と同時期に併せて実施する。

ウ 審査は実地により行い、事前に事務局職員による職員調査を行う。

(8) 健全化判断比率等審査

ア 平成 29 年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率が適正に算定されているかを主眼として審査を実施する。

イ 対象会計は、決算審査と同様とし、決算審査と同時期に実施する。

ウ 審査は実地により行い、事前に事務局職員による職員調査を行う。

(9) その他の監査等

住民からの請求、議会・長からの要求に基づく監査等については、その都度、実施方法等を定めて実施する。

4 監査結果のフォローアップ

(1) 監査結果に基づく改善措置が適切になされているかを把握、確認するとともに、講じた措置については速やかな報告を求める。

(2) 監査結果やそれに基づき講じられた措置の内容について、全執行機関等における情報の共有を図る。

5 監査等の実施時期及び報告・公表時期

監査等の種別		実施時期	報告・公表時期
定期監査	本 庁	普通会計	平成 30 年 9 月
		公営企業会計	
		出先機関	平成 29 年 9 月～平成 30 年 7 月
財政的援助団体等監査		平成 29 年 9 月～平成 30 年 3 月	平成 29 年 12 月、 平成 30 年 2 月・6 月
決算審査	普通会計	平成 30 年 8 月	平成 30 年 9 月
	公営企業会計	平成 30 年 7 月	
基金運用状況審査		平成 30 年 8 月	平成 30 年 9 月
健全化判断比率等審査		平成 30 年 8 月	平成 30 年 9 月
例月出納検査		毎月 25 日とし、当該日以外に 実施する必要がある場合は、 月間の監査等計画で定める日	平成 29 年 12 月、 平成 30 年 2 月・6 月・9 月

6 監査結果等の報告・公表

監査等の結果については、上記 5 に記載する報告・公表時期に知事等へ提出するとともに、県報登載により公表する。併せて、監査委員事務局のホームページ等を活用して、県民に積極的に、かつ、わかりやすく情報提供を行う。

また、講じた措置についても同様に公表及び情報提供を行う。

7 外部監査への対応

外部監査人の監査の実施に支障を来さないよう配慮するとともに、外部監査人の求めに応じ協力する。また、監査結果並びに講じた措置の公表及び情報提供を行う。

8 監査日程等

監査の具体的な日程、担当する委員等については、月間の監査等計画で定める。

表1 定期監査の対象機関数及び監査方法

区 分		監査対象 機 関 数	監 査 方 法		
			実地監査	書面監査	計
普 通 会 計	本 庁	106	106	—	106
	出先機関	343	121	222	343
	計	449	227	222	449
公 営 企 業 会 計	本 庁	13	13	—	13
	出先機関	23	18	5	23
	計	36	31	5	36
合 計	本 庁	119	119	—	119
	出先機関	366	139	227	366
	計	485	258	227	485

(注1) 本庁各課（局・室）の監査は、監査委員全員により実施する。

(注2) 出先機関の実地監査は、原則監査委員2名により実施する。

(注3) 書面監査は、監査委員全員により実施する。

表2 財政的援助団体等監査の監査対象団体数及び監査方法

区 分	監査対象 団 体 数	監 査 方 法		
		実地監査	書面監査	計
出 資 法 人	32	18	14	32
私立高等学校	28	5	7	12
その他の援助 (補助) 団体	15	5	0	5
指 定 管 理 者	14	3	0	3
計	89	31	21	52

(注) 実地監査は原則委員2名により実施し、書面監査は監査委員全員により実施する。

千葉県の監査－平成29年度版－

平成30年11月発行

千葉県監査委員事務局

所在地：千葉市中央区市場町1－1 千葉県庁南庁舎6階

電話：043-223-3727 FAX：043-222-5233

ホームページ：<http://www.pref.chiba.lg.jp/kansa/index.html>